

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する重点要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。

2. 国保制度における当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、平成 22 年度以降においても引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 70 歳から 74 歳の医療費自己負担額の凍結措置終了後のあり方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な財政措置等を講じること。

(3) 特定健診・保健指導について

市町村国保に義務付けられる特定健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度について、地域の実態を踏まえ、より円滑な制度となるよう配慮するとともに、保険料の軽減等の特別対策終了後の在り方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な財政措置等を講じること。

(2) 制度の見直しを行う場合は、地方の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、制度見直しに伴う経費や電算システム経費等については、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。